

意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム及びケアホーム（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う事業所及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）

イ 障害者支援施設（障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第6項に規定する生活介護を行うものを除く。）

ウ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2項に規定する自立訓練（生活訓練）を行う事業所

エ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホーム

キ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神保健福祉法第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(15) 「注6」に掲げる「老人性認知症センター等」とは、認知症の症状にある患者の鑑別診断、治療方針の選定等を行うものとして、都道府県知事が指定した保険医療機関等をいうものであり、その取扱いについては、「老人性認知症センター事業実施要綱」（平成元年7月11日付健医発第850号）等を参考とし、都道府県精神保健主管課（部）と連絡を密にするものであること。

(16) 「注7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあつては、その後6か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注8」の加算は、区分番号「B005-4」ハイリスク妊産婦共同管理料(1)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注10」の加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日（紹介した日より1月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。）について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ()歳 職業()	母: ()歳 職業()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所: 当院・他院 () 在胎:()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重:()g 身長:()cm 出生時の特記事項: 無・有() 妊娠中の異常の有無: 無・有() 妊婦健診の受診有無: 無・有(回:)	家族構成 育児への支援者: 無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育者の状況	健康状態等	・疾患()・障害() ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他()
	子どもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障害()
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名 印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()		
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名		
病状 既往症 治療状況等			
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ		
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)		
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)		
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日	
今回の 出産時の 状況	出産場所 : 当院・他院 () 在胎 : ()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重 : ()g 身長 : ()cm 出産時の特記事項 : 無・有 () 妊娠中の異常の有無 : 無・有 () 妊婦健診の受診有無 : 無・有 (回:)	家族構成 育児への支援者: 無・有 ()	
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください			
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()	
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()	
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()	
	他の児の状況	・疾患()・障害()	
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()	
情報提供の 目的とその 理由			

- *備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
 3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことにについて記入すること。

疑義解釈資料の送付について(抜粋)

(平成16年7月7日:厚生労働省保険局医療課事務連絡)

【診療情報提供料】

問17 保険医療機関が、児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づき通告を行う場合(※)、診療情報提供料は算定できるか。

(※)児童虐待防止法においては、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は通告を行うこととされている。

答 児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づく通告は、医療機関のみならず広く国民に課せられた義務であり、診療情報提供料は算定できない。

問18 患者の同意が得られないが、市町村への情報提供の必要があると保険医療機関が判断し、市町村へ情報提供した場合、本点数は算定できるか。

答 患者の同意は診療情報提供料の算定要件であり、算定できない。

問19 18歳以下の子どもが患者である場合、子どもの同意があれば、現に子どもの養育に当たっている者の同意がなくても本点数は算定できるか。

答 養育支援は現に子どもの養育に当たっている者に対して行われるものであり、現に子どもの養育に当たっている者の同意がない場合は、本点数は算定できない。

問20 市町村から保険医療機関が委託を受けて実施した健康診査等の際に、保険医療機関が子どもの養育支援が必要な状態であると判断し、市町村に情報提供を行った場合、診療情報提供料は算定できるか。

答 市町村から委託を受けて実施した健康診査等に伴う情報提供であることから算定できない。

問21 別紙様式10は患者が「現に子どもの養育に関わっている場合」に用いることとなっているが、実母、実父以外でも算定できるのか。

答 患者が保護者又は現に子どもの養育に関わっている同居人であって、養育支援を必要とすれば、実母、実父に限らず算定できる。

問 22 別紙様式 9 又は別紙様式 10 は、具体的にはどんなケースが算定対象となると想定しているのか。

答 患者が子どもである場合には、別紙様式 9 により情報提供を行うこととなるが、例えば患者が未熟児である、あるいは発達の遅れが見られるなどの場合であって、育児や栄養に関する指導、あるいは家事等の援助などの養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。また患者が養育者である場合には、別紙様式 10 により情報提供を行うこととなるが、養育者が母親である場合には、例えばマタニティーブルーや産後うつ等の精神疾患であり、育児に関する相談・指導等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

患者が父親など母親以外の者である場合には、その者が統合失調症等の精神疾患やアルコール依存症等の疾患や疲れやすい慢性の病気を有している場合や、育児そのもの又はそれに加え経済的な問題や家庭不和などのストレスあるいはこれに起因する慢性的なだるさなどにより受診しており、育児指導、あるいは家事援助等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

問 23 養育支援とは何か。

答 清潔の保持、栄養摂取、生活環境整備など育児や栄養に関する相談・指導、子どもの身体的及び情緒的発達に関する相談・指導あるいは育児負担を軽減するための家事援助、地域の子育て支援サービスの利用に関する助言・斡旋などが考えられる。

問 24 各市町村がどのような養育支援のメニューを持っているかについてどこに確認すればよいか。

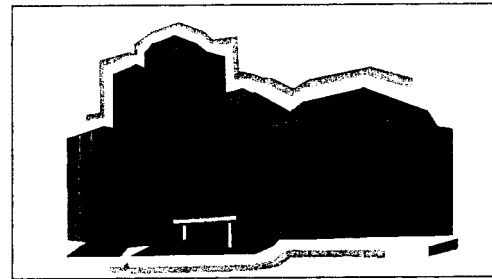
答 この様式による情報提供が円滑に行われるよう、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から各都道府県等の児童福祉主管部局及び母子保健主管部局に対し、市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するよう通知したところである。

(通知名)「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児総発第 0310001 号)

※文中別紙様式 9 及び 10 は、別添 3 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305001 号)において、それぞれ、別紙様式 12 の 2 及び 12 の 3 に変更された。

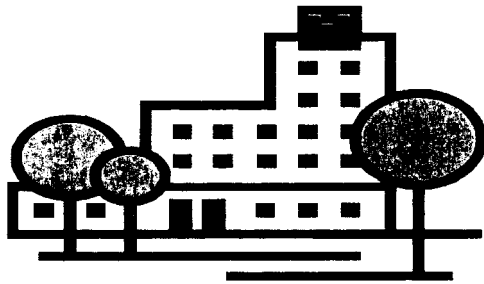
子どもの心の診療拠点病院のイメージ

中央拠点病院



- ・都道府県拠点病院に対する支援
- ・医療の均てん化推進
- ・専門家派遣
- ・研修
- ・調査研究
- ・情報収集・提供、普及啓発

都道府県拠点病院



- ・情報提供
- ・技術支援
- ・講習会開催
- ・専門家派遣

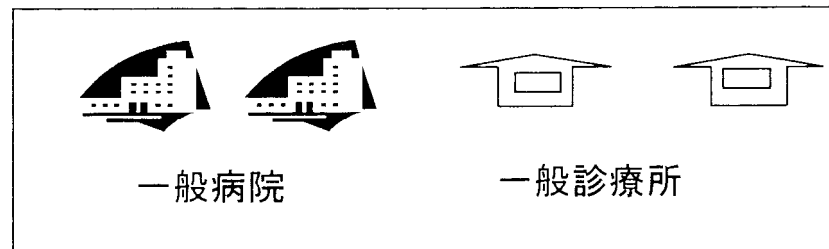
患者紹介

診療支援

連携

連携

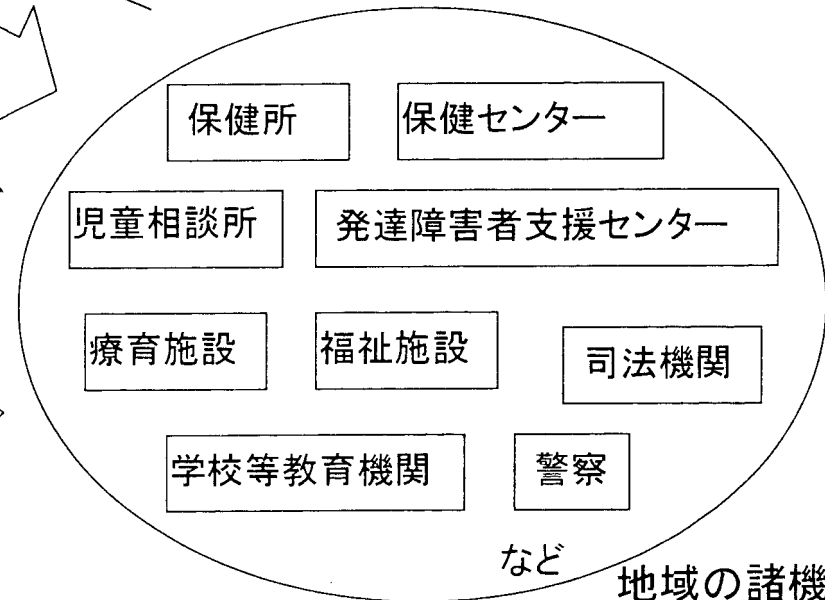
相談・紹介
情報提供



一般病院

一般診療所

地域の医療機関



子どもの心の診療拠点病院の整備について

(主な内容)

○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

1. 子どもの心の診療中央拠点病院の整備

事業内容

- ・ 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- ・ 医療の均てん化推進機能
- ・ 強度の問題行動事例やPTSD対応などのための専門家派遣
- ・ 子どもの心の専門医や関係専門職の養成
- ・ 子どもの心の診療に関する政策的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- ・ 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

2. 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

当該事業は、3ヶ年のモデル事業として実施し、全都道府県での整備に向けて拠点病院としての施設・設備基準、スタッフなど人的体制、地域の関係機関との連携支援体制などについて検証することとしている。

(1) 事業内容

- ・ 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援（アドバイス）
- ・ 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- ・ 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- ・ 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- ・ 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発 等

(2) 実施主体 都道府県

事 務 連 絡
平成20年3月31日

各 { 都 道 府 県
政 令 市 区
特 別 児 童 福 祉 担 当 者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

児童虐待防止対策の推進については、かねてより格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、平成19年3月31日付け雇児総発第0331004号において、医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る場合に対して、親権喪失宣告の申立てを行う事例などが見受けられることから、現行法において対応可能な手続を整理し、通知を発出したところです。

今後の医療ネグレクトに係る施策に資するよう、児童に対する手術等の医療行為に関する保護者の同意取得が困難であった事例について、上記の手続を執ったが保全処分に至らなかった事例又は上記手続を執らなかった事例を含め、情報収集させていただきたいと考えております。つきましては、当該医療ネグレクトの事例があった場合、事後速やかにその旨情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省効用均等児童家庭局
総務課虐待防止対策室 衣笠・古川
03-5253-1111(7894, 7941)

雇児総発第0331004号
平成20年3月31日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る場合に対して、親権喪失宣告の申立てを行う事例などが見受けられることから、今般、このような事例について、現行法において対応可能な手続を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所並びに管内の市町村及び関係団体に周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 対象となる事例

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る事例が対象となる。なお、児童の精神に重大な被害を与える事例についても対象になり得る。

2 具体的手続

1に該当する事例については、

- ・児童相談所長による家庭裁判所に対する親権喪失宣告の申立て
- ・親権喪失宣告の申立てを本案とする、保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

を行い、保全処分が命じられることにより、職務代行者が保護者に代わって児童に医療を受けさせることが可能となるものである。

なお、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判申立て等を行うよう努めるとともに、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事件を家庭裁判所に申し立てるに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議しておく必要がある。

(1) 親権喪失宣告の申立て

- ① 申立権者

民法第834条においては、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求により、その親権の喪失を宣告することができることとされ、子の親族又は検察官に親権喪失宣告の申立権を付与しているが、ここでは、児童福祉法第33条の6の規定により児童相談所長が申立てを行うことを想定している。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

親権喪失宣告の対象となる親権者の住所地の家庭裁判所に申立てを行う。

③ 親権喪失宣告の申立て

親権喪失宣告は、親権者がその親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときに行うことができるものであり、申立書に記載する事項は次のとおりである。

ア 申立書の記載事項

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地、連絡時に用いる電話番号

(イ) 事件本人（親権を行う者のことをいう。以下同じ。）の本籍、住所、氏名、生年月日

(ウ) 児童の本籍、住所、氏名、生年月日

(エ) 申立ての趣旨

事件本人である親権者の親権喪失宣告の審判を求める旨を記載する。

(オ) 申立ての実情

（児童と事件本人との親権の関係）

児童が事件本人の親権に服している旨や、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

（疾患と医療拒否の状況）

児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

イ 添付書類

次の（ア）から（カ）に掲げる資料を添付する。なお、医師の意見書等の添付書類については、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

(ア) 事件本人及び児童の戸籍謄本並びに住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 関係者の陳述書

(エ) 医師の意見書（別紙様式例参照）

(オ) 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し

(カ) その他申立書の内容を補完する資料 など

(2) 保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

親権喪失宣告を申し立てた場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の親権を停止するとともに、職務代行者を選任し、当該代行者により親権を行使する審判前の保全処分を申し立てることができる。

① 申立権者

本案の申立人である児童相談所長が申立人となる。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

本案と同一の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

③ 職務執行停止・職務代行者選任の申立て

保全処分として、標記を申し立てる場合、本案審判が認容される蓋然性が高く、保全処分の必要があることについて疎明する必要がある、申立書に記載する事項等は次のとおりである。なお、当該事案に関しては、適宜、家庭裁判所に対して事案の経過などについての状況報告を行うなど、適切に連携を図ることが望ましい。

ア 申立書の記載事項

(ア) 本案審判事件

本案である親権喪失宣告の審判申立事件を記載する。

(イ) 求める保全処分

上記本案審判事件の審判確定まで、児童の親権者である事件本人について、親権者としての職務執行を停止し、その代行者として候補者を選任する審判を求める旨を記載する。

(ウ) 保全処分を求める事由

(当事者)

申立人、事件本人、児童について記載し、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

(職務代行者の候補者)

候補者を記載する。なお、候補者としては、当事者以外の親族や弁護士等が想定されるものである。

(本案認容の蓋然性)

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

(保全の必要性)

児童に医療を受けさせる必要性が高いものの、親権者が医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

イ 添付書類

次の(ア)から(キ)に掲げる資料を添付する。医師の意見書等については、

親権喪失宣告の申立ての添付資料と同様であり、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

- (ア) 事件本人及び候補者の戸籍謄本並びに住民票の写し
- (イ) 児童相談記録その他の調査記録
- (ウ) 関係者の陳述書
- (エ) 職務代行者の承諾書
- (オ) 医師の意見書（別紙様式例参照）
- (カ) 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し
- (キ) その他申立書の内容を補完する資料 など

3 医療が実施された後の対応

保全処分の対象となる医療行為が終了し、事件本人である保護者が親権を行使するとともに、職務代行者による親権の行使が行われなくても支障がないと認められる場合には、親権喪失宣告の申立てを取り下げることとするなど、適切に対応する。

医師の意見書様式例

意見書

患者氏名	
年齢・性別	年 月 日生 (歳 か月) 男・女
疾患名 (注1)	
現在の問題点(注2)	
今回、必要な医療行為の内容 (注3)	
予測される効果 (注4)	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果 (注5)	
その他特記事項	
記載日： 年 月 日	
医療機関名： _____	主治医名 (自筆)： _____

(注1) 略語は不可。

(注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。

(注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。

(注4) 当該医療行為によって改善される点を具体的に記載すること。

(注5) 治療しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由などを記載すること。

「医療ネグレクト」により、親権喪失宣告の請求をし、保全処分の申立てを行った事例について

1. 事例 1

- 出生児に心臓疾患（ファロー四徴症）の診断を受けるも、実父母の判断で自主的に退院。実父母は、児童が2歳の時、保育所に児童がファロー四徴症であることを隠して入所させる。保育所において、当該児童にチアノーゼなどの症状が見られたことから、保育所からA県保健所に通報。保健所において発達発育健診受診後、保健所の付き添いで医療機関において受診を受ける。
- 医療機関において、ファロー四徴症との診断を受け「手術をしないと生命に危険が及ぶ」と診断されたが、実母が子どもの体に傷をつけたくないという理由から手術を拒否。
- 保健所から児童相談所へ児童虐待に係る通告。医療機関に一時保護委託をしながら、B家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立及び保全処分の申立てを実施。1か月後、保全処分が認容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。

2. 事例 2

- 出生時に心臓疾患（完全大血管転位症）との診断を受けるも、実父母が宗教上の理由から手術を拒否。児童が低酸素症になっており、このままであれば、合併症として、過粘度症候群、喀血、腎機能障害などが予想されると医療機関から児童相談所に通告。
- 児童相談所の職員が両親に対して、手術の説得に当たるが同意が得られず、C家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立及び保全処分の申立てを実施。
- 1週間後、保全処分が許容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。

平成20年度 児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修	新任児童相談所長	4月24日～25日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	静岡県熱海市
医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師	5月20日～21日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	神戸市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	6月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師(実務経験5年以上)の方、児童相談所に勤務する保健師等。ただし、虐待事例への支援経験を有することが望ましい。	6月30日～7月4日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童福祉司 スーパーバイザー	7月1日～4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	7月15日～18日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童心理司 スーパーバイザー	8月26日～29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (秋田県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日～19日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	秋田県
児童相談所長研修 (後期)	新任児童相談所長	10月22日～24日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日～14日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月19日～21日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応アドバンス研修 (岐阜県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日～28日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岐阜県
地域虐待対応アドバンス研修 (茨城県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日～5日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	茨城県
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員等	12月8日～10日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	1月14日～16日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
地域虐待対応アドバンス研修 (宮崎県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日～16日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	宮崎県
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	2月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	2月4日～6日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題 対応関係機関職員	2月16日～18日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(親への支援)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月4日～6日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月11日～13日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間 通信教育及びスクーリング(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

平成20年度 子どもの虹情報研修センター
 児童家庭相談に携わる職員(指導者)の研修受講・申し込み状況 (H20.5末現在)

都道府県等名	所長研修	児童福祉司 SV	児童心理司 SV	地域研修 指導者	都道府県別 合計人数	児童相談所数
北海道	4	2			6	8
青森県	3	1	2	1	7	6
岩手県	2	2	1		5	3
宮城県	1	1	1		3	3
秋田県	1			1	2	3
山形県	1	1	1	2	5	2
福島県	1			1	2	4
茨城県	1	2	1	2	6	3
栃木県	1		1		2	3
群馬県	2				2	3
埼玉県		3	1	2	6	6
千葉県	3	5	2	5	15	6
東京都	3	5	4	2	14	11
神奈川県	2	3	2	1	8	5
新潟県	1	1	1	2	5	5
富山県	1	2	2	2	7	2
石川県	2	1		2	5	2
福井県	1	1			2	2
山梨県		1			1	2
長野県	1	3		3	7	5
岐阜県	3		1	2	6	5
静岡県	2	3	3	1	9	4
愛知県	4	5	1	2	12	10
三重県	1	1	2		4	5
滋賀県	1	2	2	2	7	2
京都府	1		1	1	3	3
大阪府	4			2	6	6
兵庫県	2				2	4
奈良県	1	1			2	2
和歌山県	1		1	2	4	2
鳥取県	1	1		2	4	3
島根県	2	1	1	1	5	4
岡山県		1	2		3	3
広島県	2	1	1		4	3
山口県	2	1		2	5	5
徳島県	2			2	4	3
香川県		2	1		3	2
愛媛県	2				2	3
高知県	1	1	1	2	5	2
福岡県	1	1	1		3	4
佐賀県	1			1	2	1
長崎県	1			2	3	2
熊本県	1		1	2	4	2
大分県	2	1	1	2	6	2
宮崎県	1	1	1	2	5	3
鹿児島県	1			1	2	3
沖縄県	1	1			2	2
札幌市		1			1	1
仙台市			1	1	2	1
さいたま市			1		1	1
千葉市	1			1	2	1
横浜市	1	4	1	4	10	4
川崎市	1	2	2	2	7	2
新潟市		1	1	3	5	1
静岡市	1		1	1	3	1
浜松市		1	1	4	6	1
名古屋市		1		1	2	1
京都市				1	1	1
大阪市						1
堺市	1	2	1	1	5	1
神戸市		1	1		2	1
広島市	1	1			2	1
北九州市			1	1	2	1
福岡市		1	1		2	1
横須賀市		1		—	1	1
金沢市		1		—	1	1
合計	78	75	52	77	282	197
研修受入定員	60	80	80	120	340	—

子どもの虹情報研修センター 専門相談室

子どもの虹情報研修センター「専門相談室」では、児童相談所、児童福祉施設、保健所・保健センター、市町村の相談部門、その他虐待問題等に関わっている機関や担当者の方を対象として、「法律」、「保健・医療」、「心理」、「福祉」等の分野についての 専門相談 や 情報提供 を行っています。

- 虐待相談の対応でわからないことがある・・・
- 児童虐待に関する文献・資料を探している・・・
- 主催する研修会の講師のことで相談したい・・・
- 施設内の対応の難しい児童についてセカンドオピニオンがほしい・・・
- 虐待の法的対応について弁護士に相談したい・・・ など

ご相談は、電話、FAX、Eメール、手紙などで。 相談時間は、平日の9時から17時までです。

TEL	:	(045)871-9345 (直通)
Eメール	:	soudan@crc-japan.net
FAX	:	(045)871-8091

法律相談では、当センターで依頼している弁護士と直接、電話で相談していただくことも出来ます（無料です）。ご希望の方は先ず当専門相談室に電話でご相談ください。

磯谷 文明 弁護士(くれたけ法律事務所)・高橋 温 弁護士(新横浜法律事務所)

<参考> 【平成19年度 子どもの虹情報研修センター 専門相談 実施状況】

	法律		保健・医療		心理		福祉		その他		計	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
ケースの処遇・援助に関する相談	24	27	1	2	18	11	22	28	2		67	68
ケース援助関連以外の相談	3	6	1	3	5	8	17	22	10	2	36	41
情報提供に関する相談	3	2	8	10	11	10	45	55	14	11	81	88
その他							5	1	4	10	9	11
計	30	35	10	15	34	29	89	106	30	23	193	208